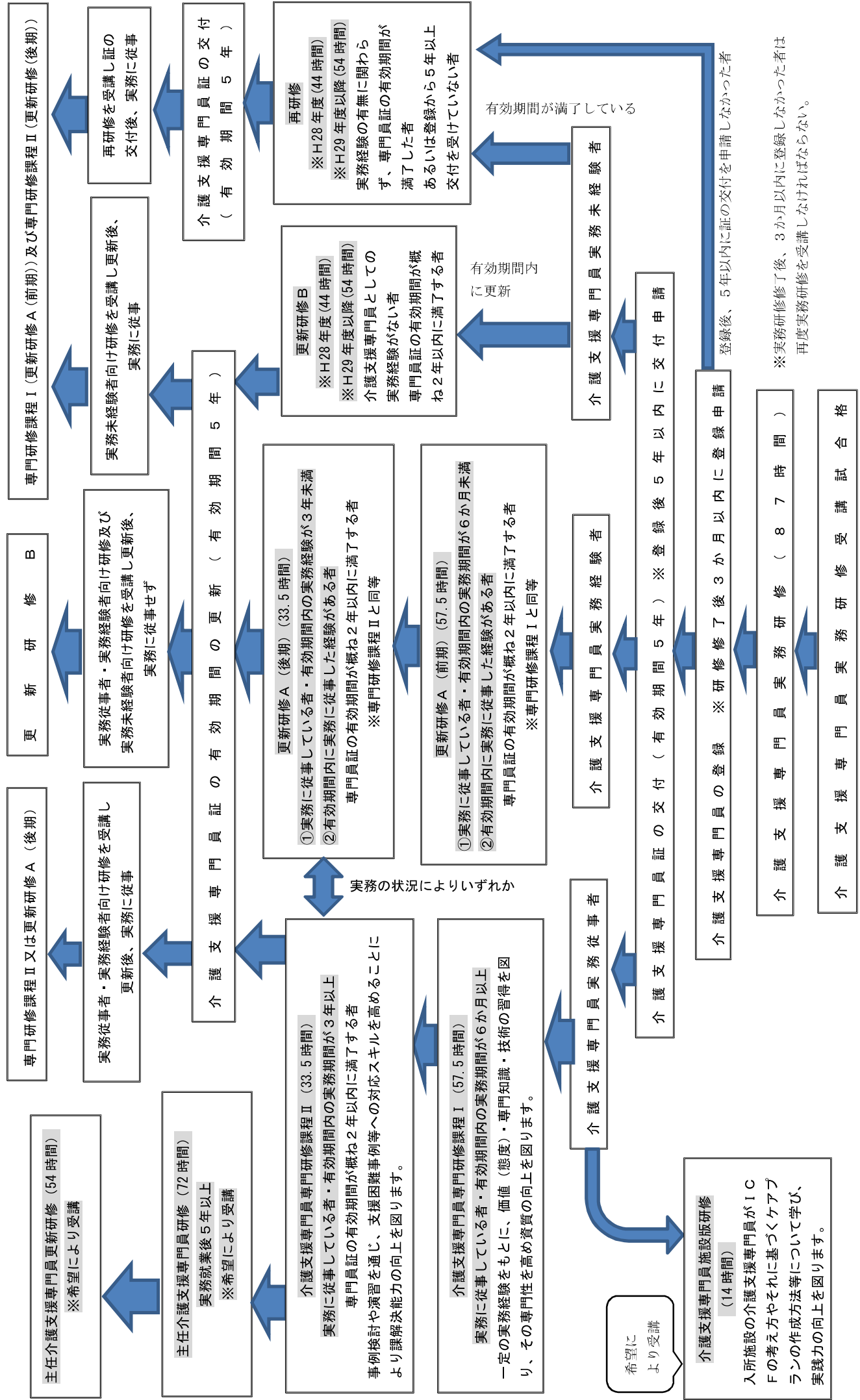


介護支援専門員の研修体系【兵庫県】



※「実務従事者」「実務経験者」とは、原則として介護支援専門員証の有効期間内に、居宅介護支援事業所、介護保険施設及び地域包括支援センター等において期間の長短は問わず、サービス計画書の作成業務に従事した経験を有する者をいいます。（居宅介護支援事業所の管理者を含む。） 認定調査やサービスの調整のみを行っている場合は該当しません。